

平成20年12月議会

議案説明資料

議案第189号	福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例案	1ページ
議案第258号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	8ページ
議案第265号	和解について	12ページ
議案第267号	福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	15ページ
議案第207号 議案第208号 議案第210号 議案第215号 議案第219号 ↓ 議案第225号 議案第227号 ↓ 議案第230号	指定管理者の指定について	18ページ

保健福祉局

議案番号	第189号
名称	福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例案
概要	<p>1 制定理由 市立の身体障がい者通所授産施設及び知的障がい者援護施設において、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを実施するため、現行の施設体系を再編し、障がい者生活・就労支援施設を設置する必要がある。</p> <p>2 制定内容 障害者自立支援法の障害福祉サービスに対応するとともに、その趣旨である三障がい施策の一元化を図ることから、現行の福岡市立身体障がい者通所授産施設条例及び福岡市立知的障がい者援護施設条例の二つの条例を再編し、新たに条例を制定するもの。</p> <p>3 施行日 公布の日から（ただし、施設の供用開始日は平成21年4月1日から）</p>

福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例案全文

（下線部分は改正部分）

制定条例案	廃止条例 （福岡市立身体障がい者通所授産施設条例）
<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力、就労能力等の向上に必要な支援等を行い、もって障がい者の福祉の向上を図るため、福岡市立障がい者生活・就労支援施設（以下「生活・就労支援施設」という。）を別表のとおり設置する。</u></p> <p>（事業）</p>	<p>（設置等）</p> <p>第1条 <u>身体障がい者の更生を援助し、福祉の向上を図るため、福岡市立身体障がい者通所授産施設（以下「授産施設」という。）を別表のとおり設置する。</u></p> <p>2 <u>授産施設は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第27条第2項の規定により設置する身体障害者更生援護施設とする。</u></p> <p>（平成18条例54・全改）</p> <p>（事業）</p>

第2条 生活・就労支援施設は、前条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第14項に規定する就労移行支援に関すること。

(2) 法第5条15項に規定する就労継続支援に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、生活・就労支援施設の設置の目的の達成に必要なこと。

(利用者)

第3条 生活・就労支援施設を利用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けた者

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の措置(以下「措置」という。)に係る者

(3) その他市長が認める者

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、生活・就労支援施設の利用を制限し、又は入館を拒むことができる。

(1) 利用定員に達しているとき。

(2) 感染性の疾病(当該疾病のまん延により利用者の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものに限る。)にかかった者が利用しようとするとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、生活・就労支援施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用の停止)

第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、生活・就労支援施設の利用を停止することができる。

(1) 措置の解除、停止又は変更があったとき。

第2条 授産施設は、身体障がい者を通所させて、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 授産及び作業指導に関すること。

(2) 生活指導に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、授産施設の設置の目的達成に必要な事業

(平成17条例110・一部改正)

(入所者)

第3条 授産施設に入所できる者は、次のとおりとする。

(1) 法第19条第1項の規定による介護給付費等(身体障がいに係るものに限る。)の支給の決定を受けた者

(2) 身体障害者福祉法第18条第2項の措置(以下「措置」という。)に係る者

(3) その他市長が認めた者

(平成3条例4・平成15条例12・平成18条例54・一部改正)

(退所)

第4条 市長は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入所者を授産施設から退所させることができる。

(1) 措置の解除、停止又は変更があつたとき。

(2) その他市長が利用を停止する必要があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、生活・就労支援施設の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者が行う生活・就労支援施設の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 生活・就労支援施設の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、生活・就労支援施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、生活・就労支援施設の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

(1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

(2) 生活・就労支援施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(2) その他市長が退所させる必要があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、授産施設の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者が行う授産施設の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 授産施設の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平成17条例14・全改)

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、授産施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、授産施設の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

(1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

(2) 授産施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 生活・就労支援施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

(指定等の告示)

第8条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

(指定の取消し等)

第9条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 第7条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

- (3) 授産施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

(平成17条例14・追加)

(指定等の告示)

第7条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

(平成17条例14・追加)

(指定の取消し等)

第8条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 第6条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

(平成17条例14・追加)

(管理の基準)

第10条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従って適正に生活・就労支援施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった生活・就労支援施設の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者がその責めに帰すべき事由により、生活・就労支援施設の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、生活・就労支援施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(供用開始日)

2 この条例の施行にかかわらず、生活・就労支援施設の供用は、平成21年4月1日から開始する。

(福岡市立身体障がい者通所授産施設条例等の

(管理の基準)

第9条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従って適正に授産施設の管理を行わなければならない。

(平成17条例14・追加)

(指定管理者の原状回復義務等)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった授産施設の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者がその責めに帰すべき事由により、授産施設の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平成17条例14・追加)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成17条例14・旧第6条線下)

附 則

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則(平成3年2月21日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月31日条例第15号)

この条例は、平成6年5月1日から施行する。

附 則(平成15年3月13日条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第14号)

(施行期日)

<p><u>廃止</u>)</p> <p><u>3 次に掲げる条例は、廃止する。</u></p> <p>(1) <u>福岡市立身体障がい者通所授産施設条例</u> (<u>昭和62年福岡市条例第14号</u>)</p> <p>(2) <u>福岡市立知的障がい者援護施設条例</u>(<u>昭和52年福岡市条例第4号</u>)</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>4 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の福岡市立身体障がい者通所授産施設条例又は福岡市立知的障がい者援護施設条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p><u>別表</u></p>	<p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福岡市立身体障害者通所授産施設条例第5条の規定に基づき管理を委託している授産施設の当該管理については、平成18年9月1日(その日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき授産施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。</u></p> <p><u>附 則(平成17年6月23日条例第110号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>附 則(平成18年9月21日条例第54号)</u> <u>この条例は、平成18年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>別表</u></p>
---	---

別表は次頁参照

福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例案別表

(下線部分は改正部分)

制定条例案	廃止条例 (福岡市立身体障がい者通所授産施設条例)																		
<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>福岡市立つくし学園</u></td> <td>福岡市城南区鳥飼五丁目</td> </tr> <tr> <td><u>福岡市立ふよう学園</u></td> <td>福岡市東区松島三丁目</td> </tr> <tr> <td><u>福岡市立清水ワークプラザ</u></td> <td>福岡市南区清水一丁目</td> </tr> <tr> <td><u>福岡市立なのみ学園</u></td> <td>福岡市南区清水一丁目</td> </tr> <tr> <td><u>福岡市立ももち福祉プラザ</u></td> <td>福岡市早良区百道浜一丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>福岡市立つくし学園</u>	福岡市城南区鳥飼五丁目	<u>福岡市立ふよう学園</u>	福岡市東区松島三丁目	<u>福岡市立清水ワークプラザ</u>	福岡市南区清水一丁目	<u>福岡市立なのみ学園</u>	福岡市南区清水一丁目	<u>福岡市立ももち福祉プラザ</u>	福岡市早良区百道浜一丁目	<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>清水ワークプラザ</u></td> <td>福岡市南区清水一丁目</td> </tr> <tr> <td><u>ももちワークプラザ</u></td> <td>福岡市早良区百道浜一丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>清水ワークプラザ</u>	福岡市南区清水一丁目	<u>ももちワークプラザ</u>	福岡市早良区百道浜一丁目
名称	位置																		
<u>福岡市立つくし学園</u>	福岡市城南区鳥飼五丁目																		
<u>福岡市立ふよう学園</u>	福岡市東区松島三丁目																		
<u>福岡市立清水ワークプラザ</u>	福岡市南区清水一丁目																		
<u>福岡市立なのみ学園</u>	福岡市南区清水一丁目																		
<u>福岡市立ももち福祉プラザ</u>	福岡市早良区百道浜一丁目																		
名称	位置																		
<u>清水ワークプラザ</u>	福岡市南区清水一丁目																		
<u>ももちワークプラザ</u>	福岡市早良区百道浜一丁目																		
	<p>廃止条例 (福岡市立知的障がい者援護施設条例)</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>福岡市立知的障がい者通所授産施設つくし学園</u></td> <td>福岡市城南区鳥飼五丁目</td> </tr> <tr> <td><u>福岡市立知的障がい者通所授産施設ふよう学園</u></td> <td>福岡市東区松島三丁目</td> </tr> <tr> <td><u>福岡市立知的障がい者通所授産施設なのみ学園</u></td> <td>福岡市南区清水一丁目</td> </tr> <tr> <td><u>福岡市立知的障がい者通所授産施設ももち学園</u></td> <td>福岡市早良区百道浜一丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>福岡市立知的障がい者通所授産施設つくし学園</u>	福岡市城南区鳥飼五丁目	<u>福岡市立知的障がい者通所授産施設ふよう学園</u>	福岡市東区松島三丁目	<u>福岡市立知的障がい者通所授産施設なのみ学園</u>	福岡市南区清水一丁目	<u>福岡市立知的障がい者通所授産施設ももち学園</u>	福岡市早良区百道浜一丁目								
名称	位置																		
<u>福岡市立知的障がい者通所授産施設つくし学園</u>	福岡市城南区鳥飼五丁目																		
<u>福岡市立知的障がい者通所授産施設ふよう学園</u>	福岡市東区松島三丁目																		
<u>福岡市立知的障がい者通所授産施設なのみ学園</u>	福岡市南区清水一丁目																		
<u>福岡市立知的障がい者通所授産施設ももち学園</u>	福岡市早良区百道浜一丁目																		

議案番号	第258号												
名 称	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について												
提案理由	本件は、福岡県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の定数に係る経過措置を延長するとともに、当該広域連合の共通経費に係る関係市町村の負担金の負担割合を変更するため、当該広域連合の規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものである。												
概 要	<p>1 広域連合議員の定数に係る経過措置期間の延長</p> <p>(1) 規約変更の内容</p> <p>広域連合議会の議員定数は、平成21年3月31日までの間は77人とする経過措置が設けられているところであるが、この経過措置を平成23年3月31日まで延長するもの。</p> <p>(2) 変更の理由</p> <p>議員の定数は、規約本則において34人とされているが、広域連合設立当初2年間については、全市町村が参加意識を持ち、新しい制度を円滑に開始するため、平成21年3月31日までの経過措置が設けられたものである。</p> <p>しかしながら、後期高齢者医療制度については、制度運用上の見直しが行われ、今後も引き続き検討されるなどの状況にあることから、経過措置設置の趣旨に鑑み、この適用期間を平成23年3月31日まで延長するものである。</p> <p>2 共通経費に係る負担金の算出割合の変更</p> <p>(1) 規約変更の内容</p> <p>広域連合の運営に係る共通経費は、規約に定める算出割合に基づき、関係市町村が負担することとされているが、その算出割合を次のとおり改めるもの。</p> <table border="1" data-bbox="434 1498 1158 1666"> <thead> <tr> <th></th> <th>均等割</th> <th>高齢者人口割</th> <th>人口割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>2%</td> <td>48%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>変更案</td> <td>7%</td> <td>46.5%</td> <td>46.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 変更の理由</p> <p>現行の算出割合は、広域連合の設立準備段階において定められたものであるが、制度開始以降の事務経費の実態等を踏まえ検討した結果、市町村間の負担の公平を図るため、変更するものである。</p>		均等割	高齢者人口割	人口割	現 行	2%	48%	50%	変更案	7%	46.5%	46.5%
	均等割	高齢者人口割	人口割										
現 行	2%	48%	50%										
変更案	7%	46.5%	46.5%										
施行期日	福岡県知事の許可の日から施行する。ただし、負担金の算出割合の改正規定は平成21年4月1日から施行する。												

福岡県後期高齢者医療広域連合規約・新旧対照表

現 行	改正案																
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(広域連合の議員の選挙の方法等に関する経過措置)</p> <p>3 この規約の施行の日から<u>平成21年3月31日</u>までの間における広域連合議員の定数は、第7条第1項の規定にかかわらず、77人とし、広域連合議員の選挙の方法は、第8条の規定にかかわらず、各関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員又は長のうちから、広域連合議員1人(北九州市及び福岡市にあっては4人並びに大牟田市、久留米市、飯塚市、柳川市及び宗像市にあっては2人)を地方自治法第118条の例により選挙するものとする。</p> <p>4 前項の規定により選挙された広域連合議員は、第9条第1項の規定にかかわらず、<u>平成21年3月31日</u>限り、その職を失うものとする。</p> <p>5～13 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>別表第3</p> <p>1 共通経費</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割</td> <td style="text-align: center;"><u>2パーセント</u></td> </tr> <tr> <td>高齢者人口割</td> <td style="text-align: center;"><u>48パーセント</u></td> </tr> <tr> <td>人口割</td> <td style="text-align: center;"><u>50パーセント</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p>	項目	負担割合	均等割	<u>2パーセント</u>	高齢者人口割	<u>48パーセント</u>	人口割	<u>50パーセント</u>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(広域連合の議員の選挙の方法等に関する経過措置)</p> <p>3 この規約の施行の日から<u>平成23年3月31日</u>までの間における広域連合議員の定数は、第7条第1項の規定にかかわらず、77人とし、広域連合議員の選挙の方法は、第8条の規定にかかわらず、各関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員又は長のうちから、広域連合議員1人(北九州市及び福岡市にあっては4人並びに大牟田市、久留米市、飯塚市、柳川市及び宗像市にあっては2人)を地方自治法第118条の例により選挙するものとする。</p> <p>4 前項の規定により選挙された広域連合議員は、第9条第1項の規定にかかわらず、<u>平成23年3月31日</u>限り、その職を失うものとする。</p> <p>5～13 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>別表第3</p> <p>1 共通経費</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割</td> <td style="text-align: center;"><u>7パーセント</u></td> </tr> <tr> <td>高齢者人口割</td> <td style="text-align: center;"><u>46.5パーセント</u></td> </tr> <tr> <td>人口割</td> <td style="text-align: center;"><u>46.5パーセント</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p>	項目	負担割合	均等割	<u>7パーセント</u>	高齢者人口割	<u>46.5パーセント</u>	人口割	<u>46.5パーセント</u>
項目	負担割合																
均等割	<u>2パーセント</u>																
高齢者人口割	<u>48パーセント</u>																
人口割	<u>50パーセント</u>																
項目	負担割合																
均等割	<u>7パーセント</u>																
高齢者人口割	<u>46.5パーセント</u>																
人口割	<u>46.5パーセント</u>																

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出について(規約改正案)

平成19～22年度(規約附則第3項)

区分	高齢者医療人口	市町村	選挙すべき人数	市・町村別内訳	
				市	町村
1	10万人以上	北九州市 福岡市	各4人	8人	-
2	10万人未満	(該当無し)	各3人	-	-
3	5万人未満	大牟田市 久留米市 飯塚市 柳川市 宗像市	各2人	10人	-
4	1万人未満	その他の市町村(59市町村)	各1人	21人	38人
小計				39人	38人
合計				77人	

平成23年度以降(規約第8条)

区分	市町村	選挙すべき人数
1	北九州市	3人
2	福岡市	3人
3	前原市 糸島郡二丈町 志摩町	2人
4	古賀市 糟屋郡宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町	2人
5	宗像市 福津市	2人
6	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡那珂川町	3人
7	朝倉市 朝倉郡筑前町 東峰村	2人
8	久留米市 大川市 小都市 うきは市 三井郡大刀洗町 三潴郡大木町	3人
9	八女市 筑後市 八女郡黒木町 立花町 広川町 矢部村 星野村	2人
10	大牟田市 柳川市 みやま市	2人
11	飯塚市 嘉麻市 嘉穂郡桂川町	2人
12	直方市 宮若市 鞍手郡小竹町 鞍手町	2人
13	田川市 田川郡香春町 添田町 福智町 糸田町 川崎町 大任町 赤村	2人
14	中間市 遠賀郡芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町	2人
15	行橋市 豊前市 京都郡苅田町 みやこ町 築上郡築上町 吉富町 上毛町	2人
合計		34人

選挙すべき人数は、各ブロック2名を基準とし、政令市及び人口30万人以上の区分は3名とする。

議案番号	第 2 6 5 号
名 称	和解について
上程理由	本件は、福岡高等裁判所に係属中の医療行為に係る損害賠償請求控訴事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。
概 要	<p>1 事件番号及び事件名 福岡高等裁判所平成16年(ネ)第1030号 損害賠償請求控訴事件</p> <p>2 和解の相手方</p> <div data-bbox="810 712 1283 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>個人が特定される情報については 掲載しておりません</p> </div> <p>3 和解条項（福岡高等裁判所より）</p> <p>(1) 本市は、相手方に対し、本件和解金として金20,000,000円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 本市は、相手方に対し、前号の金員を平成21年2月2日までに支払う。</p> <p>(3) 相手方は、本市に対し、本市が福岡地方裁判所平成14年(ワ)第1383号損害賠償請求事件について供託した担保（福岡法務局平成16年度金第3915号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。</p> <p>(4) 相手方は、本市に対するその余の請求を放棄する。</p> <p>(5) 相手方及び本市は、本件に関し、相手方と本市との間には、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。</p> <p>(6) 訴訟費用は、第1審、第2審とも、各自の負担とする。</p> <p>4 事件の概要</p> <p>(1) 相手方は、平成7年6月2日に福岡市立こども病院・感染症センターに入院し、同月6日同病院において心臓血管外科手術（以下「本件手術」という。）を受けたが、同月9日に呼吸状態が急変し、四肢体幹機能障害を負った。</p> <p>(2) この件につき、相手方は、同病院の担当医師が本件手術後に行った呼吸管理等の措置に過失があったため障がいが残ったとして、平成14年5月1日、本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、金130,080,375円の損害賠償を求める訴えを提起した。</p> <div data-bbox="443 1675 1394 1854" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>主な争点：低酸素血症と脳機能障害との因果関係 術後呼吸管理の過失の有無 鎮静剤投与についての過失の有無 脳浮腫予防及び改善についての過失の有無</p> </div> <p>(3) 本市は、相手方が主張する担当医師の措置について診療上の過失はなかったこと等を理由に応訴していたが、平成16年10月19日、同裁判所は、本市に対して慰謝料等として金5,500,000円の支払を命じ、その余の請求を棄却する等の判決を言い渡した。</p>

判決要旨：低酸素脳症を生じさせた過失に基づく請求には理由がない。

また、頭部CT検査の早期実施を怠った過失により後遺症を重篤化させた蓋然性は否定できないが、後遺障害発生そのものとの間に全面的な因果関係は認められない。重篤化の程度・内容は不明であり、逸失利益等の損害を認めることはできないが、後遺症を重篤化させたことについての慰謝料は認めることができ、550万円の慰謝料支払い等を命ずる。

(4) 相手方は、平成16年11月1日、原判決に不服があるとして、福岡高等裁判所に対し控訴を提起した。

(5) 本市は、第1審と同様に応訴していたが、同裁判所から和解勧告があったものである。

本市対応：本市としては診療上の過失はないと応訴していたところであるが、本和解案については、相手方が同意したうえで提示されたものであることから、次の理由を総合的に勘案して、和解を受諾する。

裁判の長期化回避

手術後、原告に重度の後遺障害が残っており、原告及び家族は今後も治療・介護を続けて行かなくてはならない状況にある。さらに、第一審提起から相当期間（六年半）が経過している中で、これ以上訴訟を続けることは双方にとって相当の負担となる。

過失判断なし

提示された和解金は、あくまでも本件の解決金であり、過失の有無は問われていない。

金額の妥当性

第一審判決の慰謝料等には遅延利息が付加されるが、提示された和解金には遅延利息が付加されないため、第一審判決の慰謝料等総額、現在までの遅延利息及びその他費用等を考慮すると、著しく高額な金額ではない。

議案番号	第267号
名 称	福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
改正理由	健康保険法施行令の一部改正に鑑み、出産育児一時金の支給額を適正なものに改める必要があるによる。
概 要	福岡市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、出産育児一時金の支給額を現行35万円から、原則35万円、ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、この額に3万円を上限として加算した額を支給するものとする。

福 岡 市 国 民 健 康 保 険 条 例 新 旧 対 照 表

下線部分が改正部分

現 行	改 正 後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、その者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として350,000円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合も含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、その者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として350,000円を支給する。<u>ただし、市長が必要があると認めるときは、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を参酌して規則で定めるところにより、この額に30,000円を上限として加算した額を支給するものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合も含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例第7条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降に生じた出産に係る保険給付について適用し、<u>施行日前に生じた出産に係る保険給付については、なお従前の例による。</u></p>

「福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」の概要

1. 改正理由

健康保険法施行令等において、産科医療補償制度の創設を踏まえて、出産育児一時金の額が改正され、本市市民の大半を占める被用者保険の被保険者を対象に適用されることとなった。

これにより、国民健康保険と被用者保険間の保険給付に係る整合を図る必要があるため、同様の改正を行うよう、本市国民健康保険条例を改正するもの。

なお、福岡市国民健康保険運営協議会から同内容の答申が出されている。

2. 改正内容

出産育児一時金(出生児一人あたり)

現行 35万円

改正後 原則 35万円

ただし、市長が必要があると認めるときは、健康保険法施行令第36条の規定を参酌して規則で定めるところにより、この額に30,000円を上限として加算。

福岡市国民健康保険条例施行規則において、「健康保険法施行令第36条ただし書きに規定する出産であると認められるときは、3万円を加算する。」として定める。(健康保険法施行令第36条ただし書きに規定する出産とは、産科医療補償制度に加入する医療機関等においての出産。)

3. 施行期日

平成21年1月1日

参考：健康保険法等の改正内容

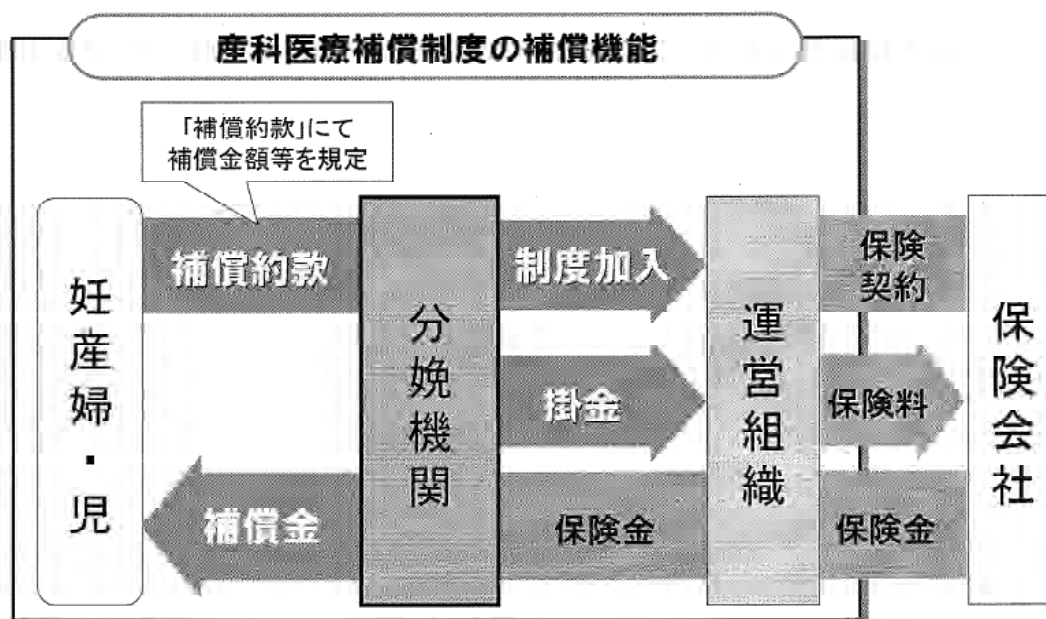
現行 35万円

- 改正後
- ・産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合
35万円 + 3万円（産科医療補償制度における掛金相当額）
 - ・産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合
35万円

参考：産科医療補償制度について

病院単位で加入し保険料を負担することにより、分娩の際に脳性麻痺となった患者及びその家族に補償を行い経済的負担を速やかに軽減すること、中立的な運営組織が中心となって事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止により産科医療の質の向上を図ること、また、脳性麻痺となった患者及びその家族の要望に適切に応えるとともに紛争の解決を早期に図る事を趣旨とした制度。

補償の仕組みについて



保健福祉局所管の公の施設に係る指定管理者の指定について

本市が設置する公の施設のうち、保健福祉局が所管するものの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

(公募により指定管理者の候補団体を選定した施設)

議案番号	施設名	指定期間	応募数	指定管理者の候補団体名
第 207 号	福岡市立城南障がい者フレンドホーム	H21.4.1 ～ H26.3.31	3	福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号 社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会
第 224 号	福岡市立老人福祉センター 寿楽園			
第 208 号	福岡市立東障がい者フレンドホーム		1	
第 210 号	福岡市立博多障がい者フレンドホーム		1	
第 215 号	福岡市立点字図書館		1	
第 219 号	福岡市立老人福祉センター 長生園	H21.4.1 ～ H24.3.31	1	福岡市西区拾六町一丁目 20 番 1 号 社会福祉法人 まごころ会
第 220 号	福岡市立老人福祉センター 福寿園	H21.4.1 ～ H26.3.31	1	福岡市西区生の松原三丁目 13 番 15 号 社会福祉法人 福岡ケアサービス
第 221 号	福岡市立老人福祉センター 若久園		3	福岡市中央区大名二丁目 4 番 30 号 株式会社 西日本介護サービス
第 222 号	福岡市立老人福祉センター 東香園		3	
第 223 号	福岡市立老人福祉センター 舞鶴園		1	福岡市中央区長浜一丁目 2 番 15 号 社会福祉法人 まいづる会
第 225 号	福岡市立老人福祉センター 早寿園		2	福岡市早良区東入部二丁目 16 番 17 号 社会福祉法人 敬養会

選定理由等	その他
<p>【平成 21 年度以降の指定管理者の候補団体選定】</p> <p>1 審査基準</p> <p>(1)市民の正当かつ公平な利用が確保されていること</p> <p>(2)施設の効用を十分に発揮させるとともに,その管理に要する経費の縮減が図られるものであること</p> <p>(3)施設の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること 等</p> <p>2 選定理由</p> <p>上記の審査基準に基づき選考した結果,総合的に最も評価が高い団体を指定管理者の候補として選定。</p> <p>応募が1団体のみの場合は,保健福祉局指定管理者選定委員会が適格と認めたときに,指定管理者の候補として選定。</p> <p>3 保健福祉局指定管理者選定委員会</p> <p>(1)高齢者保健福祉施設指定管理者選定委員会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤木 保之(税理士) ・ 川口 秀子(社会福祉士) ・ 野中 咲子(福岡市老人クラブ連合会) ・ 林田 賢一(弁護士) ・ 山口 昌子(保健福祉審議会,民生委員児童委員協議会) <p>(2)障がい者保健福祉施設指定管理者選定委員会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木高 徳典(福岡県知的障害施設協議会) ・ 世良 洋子(弁護士) ・ 空 直美(中小企業診断士) ・ 松崎 佳子(九州大学人間環境学研究院教授) ・ 三善 英毅(福岡経済大学教授) <p>4 募集日程</p> <p>(1)募集要項配付期間:平成20年7月14日~8月5日</p> <p>(2)質問受付期間:平成20年7月29日~8月5日</p> <p>(3)施設見学会:平成20年7月23日,7月25日</p> <p>(4)申請受付期間:平成20年8月18日~8月25日</p> <p>5 選定の過程</p> <p>(1)高齢者保健福祉施設指定管理者選定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回:平成20年7月3日...募集要項等審議 ・ 第2回:平成20年9月11日...ヒアリング ・ 第3回:平成20年10月27日...候補団体選定 <p>(2)障がい者保健福祉施設指定管理者選定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回:平成20年7月11日...募集要項等審議 ・ 第2回:平成20年9月30日...ヒアリング ・ 第3回:平成20年10月30日...候補団体選定 	<p>【今後の取組み】</p> <p>1 基本協定の締結</p> <p>総則,管理運営業務等を定める。</p> <p>2 実施協定の締結</p> <p>指定管理料の額その他必要な事項について定める。</p> <p>3 モニタリング(監視)の実施</p> <p>利用状況等のデータ収集及び評価により,協定書に従い適切かつ確実なサービスが提供されているかどうかモニタリング(監視)を行う。要求水準を満たしていない場合には,速やかに必要な改善措置を指示する。</p>

(非公募により指定管理者の候補団体を選定した施設)

議案番号	施設名	指定期間	指定管理者の候補団体名
第 227 号	福岡市立急患診療センター等	H21.4.1 ~ H24.3.31	福岡市早良区百道浜一丁目 6 番 9 号 社団法人 福岡市医師会
第 228 号	福岡市立歯科急患診療所		福岡市中央区大名一丁目12番43号 社団法人 福岡市歯科医師会
第 229 号	福岡市立島しょ診療所		東京都港区三田一丁目 4 番 28 号 社会福祉法人 恩賜財団済生会
第 230 号	福岡市健康づくりセンター		福岡市中央区舞鶴二丁目 5 番 1 号 財団法人 福岡市健康づくり財団

非公募とした理由及び選定理由	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師をはじめ，多種・多大な医療従事者の人材確保が必要であるため ・ 医薬材料の一体管理が必要であるため ・ 主要施設が民間施設内に設置され，当該民間施設と一体的に管理することが経済的，効率的であるため 	<p>【今後の取組】</p> <p>1 基本協定の締結 総則，管理運営業務等を定める。</p> <p>2 実施協定の締結 指定管理料の額その他必要な事項について定める。</p> <p>3 モニタリング（監視）の実施 利用状況等のデータ収集及び評価により，協定書に従い適切かつ確実なサービスが提供されているかどうかモニタリング（監視）を行う。要求水準を満たしていない場合には，速やかに必要な改善措置を指示する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師等の人材確保や診療体制の整備運営が困難な島しょ診療において，同等の実績及び能力を有する団体がいないため 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理の他，健診や健康づくりに関する調査研究等，専門的業務を一体的に行うことが必要であり，指定管理候補者以外に業務遂行能力を有する団体がいないため 	

【議案説明資料 参考】公募により選定した指定管理者候補団体の概要

議案番号及び施設名	指定管理者の候補団体概要
第 207 号 福岡市立城南障がい者フレンドホーム	法人・団体名 社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会 代表者氏名 会長 中原 義隆 主たる事務所の所在地 福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号 認可年月日 平成 10 年 4 月 28 日
第 224 号 福岡市立老人福祉センター寿楽園	設立登記年月日 平成 10 年 5 月 11 日 従業員数（平成 20 年 8 月現在） 213 名（正規 49 名，嘱託 38 名，非常勤 126 名） 法人の沿革 (1) 構成団体 社団法人福岡市視覚障害者福祉協会 福岡市聴力障害者福祉協会 福岡市肢体障害者福祉協会 福岡市中途失調難聴者福祉協会 以上，会員数 約 1,200 名 (2) 法人認可・福祉事業 昭和 25 年 福岡市身体障害者福祉協会設立 昭和 53 年 財団法人認可 昭和 62 年 南障がい者フレンドホームのデイサービス事業を受託 昭和 63 年 城南障がい者フレンドホームのデイサービス事業を受託 平成 2 年 東障がい者フレンドホームのデイサービス事業を受託 平成 6 年 早良障がい者フレンドホームのデイサービス事業を受託 平成 8 年 博多障がい者フレンドホームのデイサービス事業を受託 平成 10 年 社会福祉法人認可
第 208 号 福岡市立東障がい者フレンドホーム	平成 14 年 西障がい者フレンドホームのデイサービス事業を受託 平成 15 年 博多障がい者フレンドホームの運営を受託 平成 17 年 ピアサポートふくおか中央センターを開始（居宅・訪問介護） 平成 18 年 博多障がい者フレンドホームの管理運営を受託（指定管理者） 平成 18 年 東障がい者フレンドホームの管理運営を受託（指定管理者） 平成 20 年 ピアサポートふくおか南センターを開始（居宅・訪問介護）
第 210 号 福岡市立博多障がい者フレンドホーム	平成 14 年 西障がい者フレンドホームのデイサービス事業を受託 平成 15 年 博多障がい者フレンドホームの運営を受託 平成 17 年 ピアサポートふくおか中央センターを開始（居宅・訪問介護） 平成 18 年 博多障がい者フレンドホームの管理運営を受託（指定管理者） 平成 18 年 東障がい者フレンドホームの管理運営を受託（指定管理者） 平成 20 年 ピアサポートふくおか南センターを開始（居宅・訪問介護）
第 215 号 福岡市立点字図書館	平成 14 年 西障がい者フレンドホームのデイサービス事業を受託 平成 15 年 博多障がい者フレンドホームの運営を受託 平成 17 年 ピアサポートふくおか中央センターを開始（居宅・訪問介護） 平成 18 年 博多障がい者フレンドホームの管理運営を受託（指定管理者） 平成 18 年 東障がい者フレンドホームの管理運営を受託（指定管理者） 平成 20 年 ピアサポートふくおか南センターを開始（居宅・訪問介護）
第 219 号 福岡市立老人福祉センター長生園	法人・団体名 社会福祉法人 まごころ会 代表者氏名 理事長 井關 幸雄 主たる事務所の所在地 福岡市西区拾六町一丁目 20 番 1 号 認可年月日 平成 19 年 8 月 24 日 設立登記年月日 平成 19 年 9 月 12 日 従業員数（平成 20 年 8 月現在） 25 名 法人の沿革 平成 18 年 12 月 新築の保育所設置希望により，保育園新設を計画 平成 18 年 12 月 学校法人麻生塾の寄付金による社会福祉法人設立を決定 平成 19 年 2 月 19 年度整備計画に基づく保育所設置・運営法人として決定 平成 19 年 8 月 社会福祉法人設立認可 平成 19 年 9 月 社会福祉法人まごころ会設立登記 平成 19 年 11 月 あゆみらい保育園新築工事着工 平成 20 年 1 月 あゆみらい保育園開設事務所を設置 平成 20 年 3 月 あゆみらい保育園園舎竣工 平成 20 年 4 月 保育所設置認可 平成 20 年 4 月 保育開始

議案番号及び施設名	指定管理者の候補団体概要
<p>第 220 号 福岡市立老人福祉センター 福寿園</p>	<p>法人・団体名 社会福祉法人 福岡ケアサービス 代表者氏名 理事長 松永 俊彦 主たる事務所の所在地 福岡市西区生の松原三丁目13番15号 認可年月日 平成 12 年 10 月 10 日 設立登記年月日 平成 12 年 10 月 12 日 従業員数（平成 20 年 8 月現在） 34 名 法人の沿革 ・ 前身...財団法人福岡老人ホーム ・ 施設の老朽化及び時代の要請により，複合型の福祉施設を平成13年度に建設 平成12年 6 月 社会福祉法人設立認可申請 平成12年10月 社会福祉法人設立認可，設立登記 平成13年10月 ケアハウス桜ガーデン生の松原開設 平成13年10月 グループホーム安養開設 平成13年10月 福岡ケアサービスヘルパーステーション開始 平成13年10月 福岡ケアサービスケアプランセンター開始 平成17年 4 月 桜ガーデンデイサービス桜さろん開設 平成18年 4 月 グループホーム共用型デイサービスあんよう開設 平成18年 4 月 福岡市立老人福祉センター福寿園管理運営受託（指定管理者）</p>
<p>第 221 号 福岡市立老人福祉センター 若久園</p>	<p>法人・団体名 株式会社 西日本介護サービス 代表者氏名 代表取締役社長 藤原 博章 主たる事務所の所在地 福岡市中央区大名二丁目 4 番 30 号 設立登記年月日 平成 13 年 4 月 12 日 従業員数（平成 20 年 8 月現在） 200 名 法人の沿革 平成12年 7 月 ウィズライフ住吉開設（認知症対応共同生活介護グループホーム） 平成13年 6 月 ウィズライフ西新開設（認知症対応共同生活介護グループホーム） 平成14年11月 ウィズケアプランサービス開始（居宅介護支援事業） 平成14年11月 訪問介護ウィズステーション開始（訪問介護事業） 平成15年 3 月 生活倶楽部ウィズ長丘開設（介護付有料老人ホーム） 平成15年12月 ウィズインタースクール開校（介護スタッフ育成事業） 平成16年 5 月 生活倶楽部ウィズ南片江開設（介護付有料老人ホーム） 平成16年 7 月 ウィズマイルプラザ開設（福祉用具レンタル事業） 平成16年11月 ウィズライフ別府開設（認知症対応共同生活介護グループホーム） 平成17年 7 月 ウィズライフ新宮開設（認知症対応共同生活介護グループホーム） 平成17年10月 ウィズケアプランサービス大阪開設（居宅介護支援事業） 平成17年10月 訪問介護ウィズステーション大阪開設（訪問介護事業） 平成18年 4 月 福岡市立老人福祉センター東香園，若久園の管理運営を受託（指定管理者）</p>
<p>第 222 号 福岡市立老人福祉センター 東香園</p>	<p>平成18年12月 生活倶楽部ウィズ長尾開設（介護付有料老人ホーム） 平成19年 1 月 訪問介護ウィズステーション唐人町開設（訪問介護事業） 平成19年11月 ウィズライフ奈良屋開設（認知症対応共同生活介護グループホーム） 平成19年11月 デイサービスウィズランド博多開設（通所介護事業）</p>

議案番号及び施設名	指定管理者の候補団体概要
<p>第 223 号 福岡市立老人福祉センター 舞鶴園</p>	<p>法人・団体名 社会福祉法人 まいづる会 代表者氏名 理事長 田中 直好 主たる事務所の所在地 福岡市中央区長浜一丁目 2 番 15 号 認可年月日 平成 15 年 2 月 12 日 設立登記年月日 平成 15 年 2 月 18 日 従業員数（平成 20 年 8 月現在） 58 名（常勤 32 名，非常勤 26 名） 法人の沿革 平成15年 2 月 社会福祉法人設立認可，設立登記 平成15年 4 月 福岡市立舞鶴保育所（定員：昼間120名，夜間30名）の運営を受託 平成17年 4 月 舞鶴保育園設立認可，同保育園の運営開始 平成18年 4 月 福岡市立老人福祉センター舞鶴園の管理運営を受託（指定管理者）</p>
<p>第 225 号 福岡市立老人福祉センター 早寿園</p>	<p>法人・団体名 社会福祉法人 敬養会 代表者氏名 理事長 樋口 征子 主たる事務所の所在地 福岡市早良区東入部二丁目 16 番 17 号 認可年月日 平成 7 年 3 月 24 日 設立登記年月日 平成 7 年 3 月 28 日 従業員数（平成 20 年 8 月現在） 88 名（正規 64 名，非常勤 24 名） 法人の沿革 平成 7 年 3 月 社会福祉法人設立認可，設立登記 平成 7 年12月 施設開設許可 平成 7 年12月 特別養護老人ホーム，ケアハウス，デイサービスセンター開設 平成12年 4 月 居宅介護支援事業所，特定施設入所者生活介護事業を開始 平成18年 4 月 福岡市立老人福祉センター早寿園の管理運営を受託（指定管理者） 平成18年 4 月 早寿園デーサービスセンターの運営開始 平成20年 7 月 特別養護老人ホームの増築</p>

施設別説明資料

公募で指定管理者の候補団体を選定した施設

議案第 207 号・第 224 号	福岡市立城南障がい者フレンドホーム 及び福岡市立老人福祉センター寿楽園	26
議案第 208 号	福岡市立東障がい者フレンドホーム	28
議案第 210 号	福岡市立博多障がい者フレンドホーム	30
議案第 215 号	福岡市立点字図書館	32
議案第 219 号	福岡市立老人福祉センター長生園	34
議案第 220 号	福岡市立老人福祉センター福寿園	36
議案第 221 号	福岡市立老人福祉センター若久園	38
議案第 222 号	福岡市立老人福祉センター東香園	40
議案第 223 号	福岡市立老人福祉センター舞鶴園	42
議案第 225 号	福岡市立老人福祉センター早寿園	44

非公募で指定管理者の候補団体を選定した施設

議案第 227 号	福岡市立急患診療センター等	46
議案第 228 号	福岡市立歯科急患診療所	47
議案第 229 号	福岡市立島しょ診療所	48
議案第 230 号	福岡市健康づくりセンター	49

福岡市立城南障がい者フレンドホーム及び
福岡市立老人福祉センター寿楽園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立城南障がい者フレンドホーム及び福岡市立老人福祉センター寿楽園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立城南障がい者フレンドホーム
福岡市立老人福祉センター寿楽園（合築施設）

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 3 9 号
社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会 会長 中原 義隆

(3) 指定する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

<城南障がい者フレンドホーム>

障がい者のための文化教養の講座、研修会及びレクリエーション等の実施に関すること、更生及び援護の相談に関すること等の事業に関する業務。当該施設本体及び附属設備の維持、修繕等に関する業務。

<寿楽園>

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション、各種相談等に関する事業の実施。施設及び附属設備の管理運営。

(2) 応募資格

社会福祉法人等の法人

(3) 申請団体数

3 団体

(4) 募集日程

募集要項配付期間：平成20年 7 月14日～ 8 月 5 日

質問受付期間：平成20年 7 月29日～ 8 月 5 日

施設見学会：平成20年 7 月25日

申請受付期間：平成20年 8 月18日～ 8 月25日

(5) 保健福祉局指定管理者選定委員会（高齢者保健福祉施設指定管理者選定委員会）

選定委員 5 名（民間委員のみ） 採点者は 4 名

(6) 選定経過

第 1 回選定委員会：平成20年 7 月 3 日（募集要項、審査基準等の審議）

第 2 回選定委員会：平成20年 9 月11日（応募団体ヒアリング）

第 3 回選定委員会：平成20年10月27日（候補者の選定）

4 選定結果

(1) 審査基準 城南障がい者フレンドホーム，寿楽園それぞれに 100 点配点

審査基準		配点 (100点満点)	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	15点	・施設の目的を理解している ・利用者の理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある
B	施設の効用を十分に発揮させるとともに，その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	35点	・利用者サービスの向上策を考えている ・利用者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている ・経費削減のための工夫がなされている
C	施設の管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	40点	・経済的な安定性，信頼性がみられる ・管理運営に必要な職員の採用や配置，研修を計画している ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報の保護と管理対策，苦情処理の対応を考えている
D	その他	10点	・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある ・地場中小企業や本市関係団体への配慮がみられる

(2) 選定結果

募集要項による審査基準により選考した結果，総合的に最も評価が高いことから，社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会を指定管理者の候補者としたものである。

< 城南障がい者フレンドホーム >

審査基準	配点 (100点満点)	配点合計 (委員 4 名分)	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会	甲団体	乙団体
4 (1) A	15点	60点	50点	51点	47点
4 (1) B	35点	140点	66点	56点	73点
4 (1) C	40点	160点	125点	122点	110点
4 (1) D	10点	40点	38点	34点	37点
合計	100点	400点	279点	263点	267点

< 寿楽園 >

審査基準	配点 (100点満点)	配点合計 (委員 4 名分)	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会	甲団体	乙団体
4 (1) A	15点	60点	47点	55点	52点
4 (1) B	35点	140点	96点	103点	84点
4 (1) C	40点	160点	124点	126点	112点
4 (1) D	10点	40点	37点	34点	33点
合計	100点	400点	304点	318点	281点

< 合計 >

審査基準	配点 (200点満点)	配点合計 (委員 4 名分)	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会	甲団体	乙団体
合計	200点	800点	583点	581点	548点

5 今後のスケジュール（予定）

- (1) 平成 21 年 3 月 31 日まで
指定管理者と協定書を締結
- (2) 平成 21 年 4 月 1 日から
指定管理者による管理の開始

福岡市立東障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立東障がい者フレンドホームの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立東障がい者フレンドホーム

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号

社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会 会長 中原 義隆

(3) 指定する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

障がい者のための文化教養の講座，研修会及びレクリエーション等の実施に関すること，更生及び援護の相談に関すること等の事業に関する業務。当該施設本体及び附属設備の維持，修繕等に関する業務。

(2) 応募資格

社会福祉法人等の法人。

(3) 申請団体数

1 団体

(4) 募集日程

募集要項配付期間：平成20年 7 月14日～ 8 月 5 日

質問受付期間：平成20年 7 月29日～ 8 月 5 日

施設見学会：平成20年 7 月25日

申請受付期間：平成20年 8 月18日～ 8 月25日

(5) 保健福祉局指定管理者選定委員会（障がい者保健福祉施設指定管理者選定委員会）

選定委員 5 名（民間委員のみ）

(6) 選定経過

第 1 回選定委員会：平成20年 7 月11日（募集要項，審査基準等の審議）

第 2 回選定委員会：平成20年 9 月30日（応募団体ヒアリング）

第 3 回選定委員会：平成20年10月30日（候補者の選定）

4 選定結果

(1) 審査基準

審査基準		配点 (100点満点)	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・フレンドホームの目的を理解している。 ・利用者である障がい者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B	フレンドホームの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている。 ・障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 ・収支予算書が妥当であり、経費削減のための工夫がなされている。
C	フレンドホームの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる。 ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある。 ・地場中小企業や本市関係団体への配慮がみられる。

(2) 選定結果

募集要項による審査基準により選考した結果、保健福祉局指定管理者選定委員会が適格と認めたことから、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会を指定管理者の候補者としたものである。

審査基準	配点 (100点満点)	配点合計 (委員5名分)	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会
4 (1) A	15点	75点	64点
4 (1) B	35点	175点	84点
4 (1) C	40点	200点	161点
4 (1) D	10点	50点	49点
合計	100点	500点	358点

5 今後のスケジュール（予定）

- (1) 平成 21 年 3 月 31 日まで
指定管理者と協定書を締結
- (2) 平成 21 年 4 月 1 日から
指定管理者による管理の開始

福岡市立博多障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立博多障がい者フレンドホームの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立博多障がい者フレンドホーム

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号

社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会 会長 中原 義隆

(3) 指定する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

障がい者のための文化教養の講座、研修会及びレクリエーション等の実施に関すること、更生及び援護の相談に関すること等の事業に関する業務。当該施設本体及び附属設備の維持、修繕等に関する業務。

(2) 応募資格

社会福祉法人等の法人。

(3) 申請団体数

1 団体

(4) 募集日程

募集要項配付期間：平成20年7月14日～8月5日

質問受付期間：平成20年7月29日～8月5日

施設見学会：平成20年7月25日

申請受付期間：平成20年8月18日～8月25日

(5) 保健福祉局指定管理者選定委員会（障がい者保健福祉施設指定管理者選定委員会）

選定委員 5 名（民間委員のみ）

(6) 選定経過

第 1 回選定委員会：平成20年7月11日（募集要項、審査基準等の審議）

第 2 回選定委員会：平成20年9月30日（応募団体ヒアリング）

第 3 回選定委員会：平成20年10月30日（候補者の選定）

4 選定結果

(1) 審査基準

審査基準		配点 (100点満点)	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・フレンドホームの目的を理解している。 ・利用者である障がい者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B	フレンドホームの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている。 ・障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 ・収支予算書が妥当であり、経費削減のための工夫がなされている。
C	フレンドホームの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる。 ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある。 ・地場中小企業や本市関係団体への配慮がみられる。

(2) 選定結果

募集要項による審査基準により選考した結果、保健福祉局指定管理者選定委員会が適格と認めたことから、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会を指定管理者の候補者としたものである。

審査基準	配点 (100点満点)	配点合計 (委員5名分)	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会
4 (1) A	15点	75点	62点
4 (1) B	35点	175点	84点
4 (1) C	40点	200点	159点
4 (1) D	10点	50点	48点
合計	100点	500点	353点

5 今後のスケジュール(予定)

- (1) 平成21年3月31日まで
指定管理者と協定書を締結
- (2) 平成21年4月1日から
指定管理者による管理の開始

福岡市立点字図書館に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立点字図書館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立点字図書館

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号

社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会 会長 中原 義隆

(3) 指定する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

点字図書、録音図書その他視覚障がい者の利用を目的として情報を記録した物を収集、保存して、視覚障がい者の利用に供する業務、点訳及び朗読等に携わるボランティアの指導及び育成を行い、並びにその活動を援助する等の事業に関する業務。当該施設本体及び附属設備の維持、修繕等に関する業務。

(2) 応募資格

社会福祉法人等の法人。

(3) 申請団体数

1 団体

(4) 募集日程

募集要項配付期間：平成20年 7 月14日～ 8 月 5 日

質問受付期間：平成20年 7 月29日～ 8 月 5 日

施設見学会：平成20年 7 月23日

申請受付期間：平成20年 8 月18日～ 8 月25日

(5) 保健福祉局指定管理者選定委員会（障がい者保健福祉施設指定管理者選定委員会）

選定委員 5 名（民間委員のみ）

(6) 選定経過

第 1 回選定委員会：平成20年 7 月11日（募集要項，審査基準等の審議）

第 2 回選定委員会：平成20年 9 月30日（応募団体ヒアリング）

第 3 回選定委員会：平成20年10月30日（候補者の選定）

4 選定結果

(1) 審査基準

審査基準		配点 (100点満点)	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> 点字図書館の目的を理解している。 利用者である視覚障がい者福祉に造詣があり、視覚障がい者への理解や配慮をする取り組みの姿勢や意欲がある。
B	点字図書館の効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	35点	<ul style="list-style-type: none"> 利用者サービスの向上策を考えている。 障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 収支予算書が妥当であり、経費削減のための工夫がなされている。
C	点字図書館の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> 経済的な安定性、信頼性がみられる。 管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 点訳、朗読、音訳等に携わるボランティア育成に関する工夫、配慮がみられる。 点字図書、録音図書及び関連機器についての基礎知識を有している。 施設の維持管理の対応を考えている。 事故や災害時の対応を考えている。 個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> 利用者、ボランティア等の交流に関する取り組み姿勢がみられる。 障がい者の雇用拡大に貢献する。地場中小企業や本市関係団体への配慮がみられる。 本市もしくは本市都市圏に事業所がある。

(2) 選定結果

募集要項による審査基準により選考した結果、保健福祉局指定管理者選定委員会が適格と認めたことから、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会を指定管理者の候補者としたものである。

審査基準	配点 (100点満点)	配点合計 (委員5名分)	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会
4(1) A	15点	75点	53点
4(1) B	35点	175点	70点
4(1) C	40点	200点	148点
4(1) D	10点	50点	48点
合計	100点	500点	319点

5 今後のスケジュール(予定)

- (1) 平成21年3月31日まで
指定管理者と協定書を締結
- (2) 平成21年4月1日から
指定管理者による管理の開始

福岡市立老人福祉センター長生園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立老人福祉センター長生園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立老人福祉センター長生園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市西区拾六町一丁目 2 0 番 1 号

社会福祉法人 まごころ会 理事長 井關 幸雄

(3) 指定する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

高齢者の健康増進，教養の向上及びレクリエーション，各種相談等に関する事業の実施。
施設及び附属設備の管理運営。

(2) 応募資格

法人その他の団体

(3) 申請団体数

1 団体

(4) 募集日程

募集要項配付期間：平成20年 7 月14日～ 8 月 5 日

質問受付期間：平成20年 7 月29日～ 8 月 5 日

施設見学会：平成20年 7 月25日， 8 月 1 日

申請受付期間：平成20年 8 月18日～ 8 月25日

(5) 保健福祉局指定管理者選定委員会（高齢者保健福祉施設指定管理者選定委員会）

選定委員 5 名（民間委員のみ）

(6) 選定経過

第 1 回選定委員会：平成20年 7 月 3 日（募集要項，審査基準等の審議）

第 2 回選定委員会：平成20年 9 月11日（応募団体ヒアリング）

第 3 回選定委員会：平成20年10月27日（候補者の選定）

4 選定結果

(1) 審査基準

審査基準		配点 (100点満点)	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの目的を理解している ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある
B	センターの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている ・高齢者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている ・経費削減のための工夫がなされている
C	センターの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある ・地場中小企業や本市関係団体への配慮がみられる

(2) 選定結果

募集要項による審査基準により選考した結果、保健福祉局指定管理者選定委員会が適格と認めたことから、社会福祉法人まごころ会を指定管理者の候補者としたものである。

審査基準	配点 (100点満点)	配点合計 (委員5名分)	社会福祉法人 まごころ会
4 (1) A	15点	75点	70点
4 (1) B	35点	175点	108点
4 (1) C	40点	200点	159点
4 (1) D	10点	50点	46点
合計	100点	500点	383点

5 今後のスケジュール(予定)

- (1) 平成21年3月31日まで
指定管理者と協定書を締結
- (2) 平成21年4月1日から
指定管理者による管理の開始

福岡市立老人福祉センター福寿園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立老人福祉センター福寿園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立老人福祉センター福寿園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市西区生の松原三丁目 13 番 15 号

社会福祉法人 福岡ケアサービス 理事長 松永 俊彦

(3) 指定する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

高齢者の健康増進，教養の向上及びレクリエーション，各種相談等に関する事業の実施。
施設及び附属設備の管理運営。

(2) 応募資格

法人その他の団体

(3) 申請団体数

1 団体

(4) 募集日程

募集要項配付期間：平成20年 7 月14日～ 8 月 5 日

質問受付期間：平成20年 7 月29日～ 8 月 5 日

施設見学会：平成20年 7 月25日，8 月 1 日

申請受付期間：平成20年 8 月18日～ 8 月25日

(5) 保健福祉局指定管理者選定委員会（高齢者保健福祉施設指定管理者選定委員会）

選定委員 5 名（民間委員のみ）

(6) 選定経過

第 1 回選定委員会：平成20年 7 月 3 日（募集要項，審査基準等の審議）

第 2 回選定委員会：平成20年 9 月11日（応募団体ヒアリング）

第 3 回選定委員会：平成20年10月27日（候補者の選定）

4 選定結果

(1) 審査基準

審査基準		配点 (100点満点)	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの目的を理解している ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある
B	センターの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている ・高齢者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている ・経費削減のための工夫がなされている
C	センターの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある ・地場中小企業や本市関係団体への配慮がみられる

(2) 選定結果

募集要項による審査基準により選考した結果、保健福祉局指定管理者選定委員会が適格と認めたことから、社会福祉法人 福岡ケアサービスを指定管理者の候補者としたものである。

審査基準	配点 (100点満点)	配点合計 (委員5名分)	社会福祉法人 福岡ケアサービス
4(1) A	15点	75点	69点
4(1) B	35点	175点	104点
4(1) C	40点	200点	157点
4(1) D	10点	50点	40点
合計	100点	500点	370点

5 今後のスケジュール(予定)

- (1) 平成21年3月31日まで
指定管理者と協定書を締結
- (2) 平成21年4月1日から
指定管理者による管理の開始

福岡市立老人福祉センター若久園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立老人福祉センター若久園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立老人福祉センター若久園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区大名二丁目 4 番 30 号

株式会社 西日本介護サービス 代表取締役社長 藤原 博章

(3) 指定する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

高齢者の健康増進，教養の向上及びレクリエーション，各種相談等に関する事業の実施。
施設及び附属設備の管理運営。

(2) 応募資格

法人その他の団体

(3) 申請団体数

3 団体

(4) 募集日程

募集要項配付期間：平成20年 7 月14日～ 8 月 5 日

質問受付期間：平成20年 7 月29日～ 8 月 5 日

施設見学会：平成20年 7 月25日，7 月30日

申請受付期間：平成20年 8 月18日～ 8 月25日

(5) 保健福祉局指定管理者選定委員会（高齢者保健福祉施設指定管理者選定委員会）

選定委員 5 名（民間委員のみ）

(6) 選定経過

第 1 回選定委員会：平成20年 7 月 3 日（募集要項，審査基準等の審議）

第 2 回選定委員会：平成20年 9 月11日（応募団体ヒアリング）

第 3 回選定委員会：平成20年10月27日（候補者の選定）

4 選定結果

(1) 審査基準

審査基準		配点 (100点満点)	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの目的を理解している ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある
B	センターの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている ・高齢者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている ・経費削減のための工夫がなされている
C	センターの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み 姿勢がみられる ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある ・地場中小企業や本市関係団体への配慮がみられる

(2) 選定結果

募集要項による審査基準により選考した結果、総合的に最も評価が高いことから、株式会社西日本介護サービスを指定管理者の候補者としたものである。

審査基準	配点 (100点満点)	配点合計 (委員 5 名分)	株式会社 西日本介護サービス	甲団体	乙団体
4 (1) A	15点	75点	71点	68点	66点
4 (1) B	35点	175点	141点	117点	96点
4 (1) C	40点	200点	159点	161点	149点
4 (1) D	10点	50点	46点	46点	48点
合計	100点	500点	417点	392点	359点

5 今後のスケジュール（予定）

- (1) 平成 21 年 3 月 31 日まで
指定管理者と協定書を締結
- (2) 平成 21 年 4 月 1 日から
指定管理者による管理の開始

福岡市立老人福祉センター東香園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立老人福祉センター東香園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立老人福祉センター東香園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区大名二丁目 4 番 30 号

株式会社 西日本介護サービス 代表取締役社長 藤原 博章

(3) 指定する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

高齢者の健康増進，教養の向上及びレクリエーション，各種相談等に関する事業の実施。
施設及び附属設備の管理運営。

(2) 応募資格

法人その他の団体

(3) 申請団体数

3 団体

(4) 募集日程

募集要項配付期間：平成20年 7 月14日～ 8 月 5 日

質問受付期間：平成20年 7 月29日～ 8 月 5 日

施設見学会：平成20年 7 月25日，7 月29日

申請受付期間：平成20年 8 月18日～ 8 月25日

(5) 保健福祉局指定管理者選定委員会（高齢者保健福祉施設指定管理者選定委員会）

選定委員 5 名（民間委員のみ） 採点者は 4 名

(6) 選定経過

第 1 回選定委員会：平成20年 7 月 3 日（募集要項，審査基準等の審議）

第 2 回選定委員会：平成20年 9 月11日（応募団体ヒアリング）

第 3 回選定委員会：平成20年10月27日（候補者の選定）

4 選定結果

(1) 審査基準

審査基準		配点 (100点満点)	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの目的を理解している ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある
B	センターの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている ・高齢者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている ・経費削減のための工夫がなされている
C	センターの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある ・地場中小企業や本市関係団体への配慮がみられる

(2) 選定結果

募集要項による審査基準により選考した結果、総合的に最も評価が高いことから、株式会社西日本介護サービスを指定管理者の候補者としたものである。

審査基準	配点 (100点満点)	配点合計 (委員4名分)	株式会社 西日本介護サービス	甲団体	乙団体
4(1) A	15点	60点	57点	54点	51点
4(1) B	35点	140点	102点	90点	72点
4(1) C	40点	160点	127点	129点	114点
4(1) D	10点	40点	35点	33点	34点
合計	100点	400点	321点	306点	271点

5 今後のスケジュール(予定)

- (1) 平成21年3月31日まで
指定管理者と協定書を締結
- (2) 平成21年4月1日から
指定管理者による管理の開始

福岡市立老人福祉センター舞鶴園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立老人福祉センター舞鶴園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立老人福祉センター舞鶴園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区長浜一丁目 2 番 15 号

社会福祉法人 まいづる会 理事長 田中 直好

(3) 指定する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

高齢者の健康増進，教養の向上及びレクリエーション，各種相談等に関する事業の実施。
施設及び附属設備の管理運営。

(2) 応募資格

法人その他の団体

(3) 申請団体数

1 団体

(4) 募集日程

募集要項配付期間：平成20年 7 月14日～ 8 月 5 日

質問受付期間：平成20年 7 月29日～ 8 月 5 日

施設見学会：平成20年 7 月25日， 8 月 4 日

申請受付期間：平成20年 8 月18日～ 8 月25日

(5) 保健福祉局指定管理者選定委員会（高齢者保健福祉施設指定管理者選定委員会）

選定委員 5 名（民間委員のみ） 採点者は 4 名

(6) 選定経過

第 1 回選定委員会：平成20年 7 月 3 日（募集要項，審査基準等の審議）

第 2 回選定委員会：平成20年 9 月11日（応募団体ヒアリング）

第 3 回選定委員会：平成20年10月27日（候補者の選定）

4 選定結果

(1) 審査基準

審査基準		配点 (100点満点)	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの目的を理解している ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある
B	センターの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている ・高齢者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている ・経費削減のための工夫がなされている
C	センターの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある ・地場中小企業や本市関係団体への配慮がみられる

(2) 選定結果

募集要項による審査基準により選考した結果、保健福祉局指定管理者選定委員会が適格と認めたことから、社会福祉法人 まいづる会を指定管理者の候補者としたものである。

審査基準	配点 (100点満点)	配点合計 (委員4名分)	社会福祉法人 まいづる会
4(1) A	15点	60点	56点
4(1) B	35点	140点	110点
4(1) C	40点	160点	124点
4(1) D	10点	40点	34点
合計	100点	400点	324点

5 今後のスケジュール(予定)

- (1) 平成21年3月31日まで
指定管理者と協定書を締結
- (2) 平成21年4月1日から
指定管理者による管理の開始

福岡市立老人福祉センター早寿園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立老人福祉センター早寿園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立老人福祉センター早寿園
- (2) 指定管理者に指定する者
福岡市早良区東入部二丁目 16 番 17 号
社会福祉法人 敬養会 理事長 樋口 征子
- (3) 指定する期間
平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

3 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
高齢者の健康増進，教養の向上及びレクリエーション，各種相談等に関する事業の実施。
施設及び附属設備の管理運営。
- (2) 応募資格
社会福祉法人及び民法上の公益法人
- (3) 申請団体数
2 団体
- (4) 募集日程
募集要項配付期間：平成20年 7 月14日～ 8 月 5 日
質問受付期間：平成20年 7 月29日～ 8 月 5 日
施設見学会：平成20年 7 月25日
申請受付期間：平成20年 8 月18日～ 8 月25日
- (5) 保健福祉局指定管理者選定委員会（高齢者保健福祉施設指定管理者選定委員会）
選定委員 5 名（民間委員のみ）
- (6) 選定経過
第 1 回選定委員会：平成20年 7 月 3 日（募集要項，審査基準等の審議）
第 2 回選定委員会：平成20年 9 月11日（応募団体ヒアリング）
第 3 回選定委員会：平成20年10月27日（候補者の選定）

4 選定結果

(1) 審査基準

審査基準		配点 (130点満点)	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの目的を理解している ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある
B	センターの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている ・高齢者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている ・経費削減のための工夫がなされている
C	センターの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある ・地場中小企業や本市関係団体への配慮がみられる
E	デイサービス事業従事者として必要な資質をもっていること	30点	<ul style="list-style-type: none"> ・法人が実績をもっている ・利用者の介護予防や重度化防止等その自立に寄与するものになっている

(2) 選定結果

募集要項による審査基準により選考した結果、総合的に最も評価が高いことから、社会福祉法人敬養会を指定管理者の候補者としたものである。

審査基準	配点 (130点満点)	配点合計 (委員5名分)	社会福祉法人 敬養会	甲団体
4(1) A	15点	75点	68点	47点
4(1) B	35点	175点	101点	105点
4(1) C	40点	200点	162点	125点
4(1) D	10点	50点	46点	39点
4(1) E	30点	150点	131点	112点
合計	130点	650点	508点	428点

5 今後のスケジュール(予定)

- (1) 平成21年3月31日まで
指定管理者と協定書を締結
- (2) 平成21年4月1日から
指定管理者による管理の開始

福岡市立急患診療センター等に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立急患診療センター等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立急患診療センター、福岡市立東急患診療所、福岡市立博多急患診療所
福岡市立南急患診療所、福岡市立城南急患診療所及び福岡市立西急患診療所

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市早良区百道浜一丁目 6 番 9 号
社団法人 福岡市医師会 会長 宮崎 良春

(3) 指定する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

3 候補者とした理由等

(1) 指定管理者の指定の理由

福岡市立急患診療所の主要施設は、民間施設（福岡市医師会館）の中に設置されており、当該民間施設の管理と一体的に管理することが、施設の構造上、経済的な観点から合理的である。

また、対象施設（急患診療センター等）の運営にあたっては、医師をはじめ多種・多大な人材の確保が必要不可欠であるなどの状況を踏まえ、従来の急患診療事業の受託者である社団法人福岡市医師会を指定管理者の候補者としたものである。

(2) 業務の内容

対象施設における診療、使用料及び手数料の徴収、対象施設、附属設備等の維持及び修繕等に関する業務

4 今後のスケジュール（予定）

(1) 平成 21 年 3 月 31 日まで

指定管理者と協定書を締結

(2) 平成 21 年 4 月 1 日から

指定管理者による管理の開始

福岡市立歯科急患診療所に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立歯科急患診療所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立歯科急患診療所

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区大名一丁目 12 番 43 号

社団法人 福岡市歯科医師会 会長 山本 達雄

(3) 指定する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

3 候補者とした理由等

(1) 指定管理者の指定の理由

福岡市立歯科急患診療所は、民間施設（福岡県歯科医師会館）の中に設置されており、当該民間施設と歯科急患診療所を一体的に管理することが、施設の構造上、経済的な観点から合理的である。

また、対象施設（歯科急患診療所）の運営にあたっては、歯科医師をはじめ多種・多大な人材の確保が必要不可欠であるなどの状況を踏まえ、従来の歯科急患診療事業の受託者である社団法人福岡市歯科医師会を指定管理者の候補者としたものである。

(2) 業務の内容

対象施設における診療、使用料及び手数料の徴収、対象施設、附属設備等の維持及び修繕等に関する業務

4 今後のスケジュール（予定）

(1) 平成 21 年 3 月 31 日まで

指定管理者と協定書を締結

(2) 平成 21 年 4 月 1 日から

指定管理者による管理の開始

福岡市立島しょ診療所に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立島しょ診療所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立島しょ診療所（福岡市立玄界診療所及び福岡市立能古診療所）

(2) 指定管理者に指定する者

東京都港区三田一丁目 4 番 28 号

社会福祉法人 恩賜財団済生会

(3) 指定する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

3 候補者とした理由等

(1) 指定管理者の指定の理由

公的医療機関としての指定を受け、離島、へき地医療に積極的に取り組んでいる済生会福岡総合病院の協力により、現在の島しょ診療体制が実現した経緯があること、また、人材の確保を含め、同等の業務遂行の力を有する医療機関が現状では市内にないため、社会福祉法人恩賜財団済生会を指定管理者の候補者としたものである。

(2) 業務の内容

対象施設（島しょ診療所）における診療、使用料及び手数料の徴収、対象施設、附属設備の維持及び修繕等に関する業務

4 今後のスケジュール（予定）

(1) 平成 21 年 3 月 31 日まで

指定管理者と協定書を締結

(2) 平成 21 年 4 月 1 日から

指定管理者による管理の開始

福岡市健康づくりセンターに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市健康づくりセンターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市健康づくりセンター

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区舞鶴二丁目 5 番 1 号

財団法人福岡市健康づくり財団 理事長 神宮 純江

(3) 指定する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

3 候補者とした理由等

(1) 指定管理者の指定の理由

福岡市健康づくりセンターの管理運営については、施設管理のみでなく、健診や体力診断、健康づくりに関する調査研究などの専門的な業務を一体的に行う必要があり、福岡市健康づくり財団のほかに指定管理者となれる団体がないため。

(2) 業務の内容

健康づくりセンターが行う事業（健康づくりに関する調査・研究，健康度診断，健康づくりに関する講座・講演会・教室等の開催，健康づくりに関する相談及び指導者の養成，健康づくりに関する図書・資料等の収集，情報の提供及び装置等の展示，施設の利用その他の便宜供与等），利用の許可，利用の制限，入館の制限，使用料の徴収，使用料の減免，施設・附属設備・図書・資料等の維持及び修繕等に関する業務

4 今後のスケジュール（予定）

(1) 平成 21 年 3 月 31 日まで

指定管理者と協定書を締結

(2) 平成 21 年 4 月 1 日から

指定管理者による管理の開始